等にあつては、当該対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等に該当すると認める場合に限る。）」を削り、「前条第五項」を「第二十八条第五項」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第二十八条第一項」に、「前条第七項」を「第二十八条第七項」に改め、「（対内直接投資等にあつては、当該対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等に該当すると認める場合に限る。）」を削り、同条第五項中「前条第二項本文」を「第二十八条第二項本文」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条の二第一項又は前条第一項の規定により第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行つた第二十七条の二第一項又は前条第一項に規定する外国投資家が、第二十七条の二第四項又は前条第四項の規定による命令に違反した場合であつて、当該対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

第三十条第一項中「この条、第五十五条の六、第六十九条の三第二項及び第七十条第一項において」を削り、同条第六項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第五十三条第四項第一号中「）及び当該禁止」の下に「に係る処分」を加える。

第五十五条の三第一項中「特定資本取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。」を削り、同項第六号中「対外直接投資」の下に「（第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいう。第七十条第一項において同じ。）」を加える。

第五十五条の五の見出しを「（対内直接投資等及び特定取得の報告）」に改め、同条第一項中「（相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。」を「又は特定取得（第二十八条第一項の規定により届け出なければならないとされるものに限る」に改め、「当該対内直接投資等」の下に「又は特定取得」を加え、同項ただし書中「第二十七条第一項」の下に「又は第二十八条第一項」を加え、「届け出なければならないとされる」を「届け出た」に改め、「対内直接投資等」の下に「又は特定取得」を加え、同条第二項中「対内直接投資等」の下に「又は特定取得」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定組合等が行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものにより当該特定組合等の組合員が取得する財産又は権利については、当該特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなして、前項の規定を適用する。

第六十五条中「基き」を「基づき」に改める。

第六十八条第三項中「又は」を「及び」に改める。

第六十九条第一項及び第二項中「日本銀行をして」を「日本銀行に」に改め、同条第三項中「日本銀行をして」を「日本銀行に」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第六十九条の二を削る。

第六十九条の三の前の見出しを削り、同条を第六十九条の二とし、同条の前に見出しとして「（主務大臣等）」を付する。

第六十九条の四第一項中「主務大臣は」を「大臣は」に改め、同項に次の一号を加える。

四　財務大臣及び事業所管大臣　第二十七条第三項、第二十七条の二第三項、第二十八条第三項又は第二十八条の二第三項

第六十九条の四第二項中「主務大臣に」を「大臣に」に、「意見」を「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、若しくは公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を生ずるおそれ又は我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を生ずるおそれがあるため特に必要があると認めるときは第五号に掲げる規定の運用に関し同号に定める大臣に、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいため特に必要があると認めるときは第六号に掲げる規定の運用に関し同号に定める大臣に、意見」に改め、同項に次の二号を加える。

五　第二十七条第三項又は第二十七条の二第三項　財務大臣及び事業所管大臣

六　第二十八条第三項又は第二十八条の二第三項　財務大臣及び事業所管大臣

第六十九条の四を第六十九条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（外国執行当局への情報提供）

第六十九条の四　財務大臣及び事業所管大臣は、この法律（第二十七条及び第二十八条に係る部分に限る。）に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律の第二十七条及び第二十八条に規定する職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、この法律の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2　財務大臣及び事業所管大臣は、外国執行当局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　当該外国執行当局が、財務大臣及び事業所管大臣に対し、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができること。

二　当該外国において、前項の規定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

三　当該外国執行当局において、前項の規定により提供する情報が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと。

3　第一項の規定により提供される情報については、次項の規定による同意がなければ外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続（同項において単に「刑事手続」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

4　財務大臣及び事業所管大臣は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る刑事手続に使用することについて同意をすることができる。

一　当該要請に係る刑事手続の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について刑事手続を行う目的で行われたものと認められるとき。

二　当該要請に係る刑事手続の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三　日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

5　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

第七十条第一項第二十二号中「より」の下に「特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により」を加え、同項第二十三号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改め、「より」の下に「特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により」を加え、同項第二十四号及び第二十五号中「より」の下に「特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により」を加え、同項第二十六号中「より」の下に「特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）又は第二十九条第五項の規定による命令に違反した者（第二十七条の二第六項又は第二十八条の二第六項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条の二第七項又は第二十八条の二第七項の規定により」を加える。

第七十一条第六号中「より」の下に「特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び同条第三項の規定により」を加える。

第七十二条第一項及び第三項中「及び第四号、第二十七条第十三項、第二十八条第八項並びに第五十五条の五第二項」を「、第四号及び第五号、第二十七条第十四項、第二十七条の二第七項、第二十八条第九項、第二十八条の二第七項並びに第五十五条の五第三項」に改める。